

2018年度に介護等体験を終えた方へ 介護等体験の終了と 成績通知書の表示について

体験後、下記の書類を窓口にて全て提出した方のみ、介護等体験が終了したことが認められます。

- ・ 特別支援学校二日間介護等体験 自己評価票（様式2）
- ・ 社会福祉施設における介護等体験 自己評価票（様式3）
- ・ 介護等体験日誌（社協施設五日間）（様式4）
- ・ 介護等体験全体に対する反省、総括、感想（様式5）
- ・ 証明書のコピー（二日間・五日間）

書類を提出していない場合は、介護等体験の情報は成績通知書に一切記載されません。

※体験終了認定者の成績通知書掲載時期は、2019年6月頃を予定しています。

また、夏期・冬期休業中は授業開始後の提出が可能ですが、春期休業中は通常通り、体験後10日以内に提出してください。

提出状況が不明な場合は教職・資格担当窓口で確認し、もれなく提出してください。